様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　１１２２０１８０４９０

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１

氏　　名　　株式会社前﨑産業

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　代表取締役　前﨑　国男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長　　原　口　　新　五

許可の年月日　　令和　　６年　　９月　　５日

許可の有効年月日　　令和　　１１年　　９月　　４日

１．事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破砕（移動式））：がれき類　以上１品目

以下余白

２．事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破砕施設（移動式）：保管場所　熊本県宇城市豊野町山崎字小山４８９番外一筆

設置年月日　令和　６年　５月１６日　　処理能力　６８０ｔ／日（８時間）

許可年月日　令和　６年　５月１６日　　許可番号　第１１２０２６号

以下余白

３．許可の条件

破砕処理については排出事業場敷地内において行うこと。

以下余白

４．許可の更新又は変更の状況

令和　６年　９月　５日　新規許可

以下余白

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　無

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず久留米市環境部廃棄物指導課で行ってください。